

【ドイツ】連邦住民登録法の制定

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 従来、住民登録は各州により州法として規定されていたが、2006 年の連邦制改革において基本法が改正され、住民登録制度は連邦の専属的立法権限に属するようになった。これを受けて、連邦住民登録法が制定された。

1 住民登録制度の経緯

ドイツの住民登録制度は、警察による治安維持のための制度として 19 世紀に始まり、元来、治安のために自治体が行う住民把握の制度という色彩が濃いものであった。このため、同制度は長らく州法で定められており、各州の制度は少しずつ異なるものであった。

戦後、住民の基本情報が記録された住民登録簿のデータは、他の行政手続にも使われるようになり、住民登録制度の警察的な性格は薄れ、行政固有の制度となった。特に 1970 年代から情報化の進展が見られ、住民票のデータが州域を越えて利用されるようになり、近年では、この分野の法令を連邦で統一する必要性が強く認識されるようになった。

2 住民登録制度と立法権限

ドイツは連邦制国家であり、基本法において連邦の立法権限とされていない事項は、州の立法権限に属する。住民登録制度は、1949 年の基本法制定時から連邦の大綱的立法権限に属していた。1980 年に、この権限に基づく連邦の住民登録大綱法（注 1）が制定され、その後、この大綱法に基づいて各州の住民登録法が制定された。なお、この場合、市民に直接適用される法律は連邦の住民登録大綱法ではなく、各州の住民登録法であった。

2002 年に住民登録大綱法の大きな改正があり、その目的は、特に、住民登録制度に情報通信技術を活用するための条件整備であった。以後、各州において住民登録簿の電子化が進められたが、各州の有する情報技術により電子化の実施状況に著しい差が見られた。

2006 年の連邦制改革において基本法が改正され（注 2）、連邦と州の立法権限の配分が見直された。その際、連邦の大綱的立法権限が廃止され、住民登録は連邦の専属的立法権限に属することになった。これを受け、連邦住民登録法が新しく制定され、2013 年 5 月 8 日に公布された（注 3）。同法は、2015 年 5 月 1 日から施行される。

3 連邦住民登録法の概要

今回制定された連邦住民登録法は、従前の大綱法並びに各州の州法及び実践に基づ

いている。新法により各州の制度は統一されるが、住民登録用の新しい統一的なデータベースは構築されず、自治体及び州の既存の 5,200 余のデータベースが引き続き使われる。

法律は、第 1 章総則、第 2 章情報保護の権利、第 3 章一般的な登録義務、第 4 章特別な登録義務、第 5 章データの伝達、第 6 章秩序違反及び第 7 章雑則の 7 つの章 57 か条により構成される。以下、連邦住民登録法により新設された主な制度の概要を紹介する。

・情報の自己決定権の強化

住民登録官庁は、他人の要求により、当該他人に住民票の写しを提供することができる。新法では、商業目的で住民票の写しを請求する者は、その旨を住民登録官庁に申告しなければならないとされた。また、広告や住所取引用に他人の住民票の写しを請求する場合には、本人の同意が必要とされた。他人の住民票の写しを請求する者は、住民登録官庁の要求に基づいて、本人の同意書を提出しなければならず、住民登録官庁は、同意書の存否を無作為抽出検査により調査しなければならない。(第 44 条)

・公的機関によるデータ請求

連邦又は州の法令が定める公的機関及び情報機関は、何時でも、システム上のデータ請求により、データの伝送を受けることができる。さらに、情報機関や検察等は、国籍、転入日及び転出日、旅券、銃器法及び火薬法上の許可等の事項を追加したデータの伝送を受けることができる。(第 38 条)

・住民登録における賃貸人の協力義務

賃貸人は、賃借人が転入又は転出を住民登録官庁に届け出る際、これを文書により又は電子的に証明する義務を負う。また、賃貸人は、住民登録官庁に照会して、賃借人の適法な転入又は転出の届出の有無を確かめることができる。このような賃貸人の協力は長年行われていたが、2002 年に住民登録大綱法が改正された際に賃貸人の協力義務の規定は廃止されていた。不実の転入又は転出の届出を防止するために、賃貸人の協力義務が再び導入された。(第 19 条)

・評価

広告又は住所取引のための他人の住民票の写しの請求には、本人の同意を要する旨の第 44 条の規定の適用について、連邦政府は、施行から 4 年後に評価を行い、これを連邦議会及び連邦参議院に報告するものとされた。(第 58 条)

注

(1) Melderechtsrahmengesetz vom 16. August 1980 (BGBl. I S.1429).

(2) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 22, 23, 33, 52, 72, 73, 74, 74a, 75, 84, 85, 87c, 91a, 91b, 93, 98, 104a, 104b, 105, 107, 109, 125a, 125b, 125c, 143c) vom 28.8.2006 (BGBl. I S.2034)

(3) Gesetz zur Fortentwicklung des Meldewesens (MeldFortG) vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S.1084).

参考文献

・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/7746, 10158, 12463.

・戸田典子「ドイツの住民登録法大綱法」『外国の立法』224 号, 2005.5, pp.37-66.